

岩手県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 74 号

岩手県恩給給与細則の一部を改正する規則

岩手県恩給給与細則（昭和 40 年岩手県規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 5 条の 2 <u>国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和 29 年法律第 91 号）第 3 条の規定により、国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）が、県の支給すべき恩給の担保権者となったときは、その旨を知事に届け出なければならない。届出をした恩給について担保権が消滅したときも、同様とする。</u> 2 [略]	第 5 条の 2 <u>法第 11 条第 1 項ただし書の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、県の支給すべき恩給の担保権者となったときは、その旨を知事に届け出なければならない。届出をした恩給について担保権が消滅したときも、同様とする。</u> 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。